

**「一般勘定の議決権行使への取組みについて」および
「特別勘定の議決権行使への取組みについて」の改正について**

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、現在公表している「一般勘定の議決権行使への取組みについて」および「特別勘定の議決権行使への取組みについて」を2017年11月21日付で改正しましたのでお知らせします。

1. 改正趣旨

- ・2016年7月～2017年6月に開催された株主総会における議決権行使の傾向等をふまえ、投資先企業のコーポレートガバナンス態勢強化や企業価値向上の観点から、議決権行使の賛否の判断基準を追加・変更

2. 改正のポイント

(1) 一般勘定（詳細は別紙1参照）

①判断基準の追加

議案種類	判断基準
監査役選任	・独立役員として届出がある社外監査役が1名以上選任されているか
一般財団法人等に対する自己株式処分	・過度な株式価値希釈化の恐れはないか ・処分される自己株式について、会社の意向が議決権行使に反映されないか

(2) 特別勘定（詳細は別紙2参照）

①判断基準の追加

議案種類	判断基準
取締役選任	・剰余金処分案の決定を取締役に授権している場合、総還元性向が所定の基準を下回っていないか

②判断基準の変更

議案種類	変更後	変更前
取締役選任	・取締役会に占める独立性のある社外取締役の割合が3分の1未満でないか ・独立性のある社外役員が過半数を占める特別委員会等の勧告もしくは株主総会決議なく、買収防衛策を発動可能でないか	・独立した社外取締役が取締役会の過半数を占めておらず、かつ、買収防衛策の発動について、取締役会の恣意性排除の仕組みが不十分ではないか

議案種類	変更後	変更前
買収防衛策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数期に渡り営業赤字に陥っていないか ・ ROEが直近3期連続で所定の基準を下回っていないか ・ 取締役会に占める独立性のある社外取締役の割合が3分の1未満でないか ・ 独立性のある社外役員が過半数を占める特別委員会等の勧告もしくは株主総会決議なく、買収防衛策を発動可能でないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立した社外取締役が取締役会の過半数を占めておらず、かつ、買収防衛策の発動について、取締役会の恣意性排除の仕組みが不十分ではないか

■ 「一般勘定の議決権行使への取組みについて」URL

http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/vote_approach.pdf

■ 「特別勘定の議決権行使への取組みについて」URL

http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/separate_account.pdf

以 上

一般勘定の議決権行使への取組みについて

1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

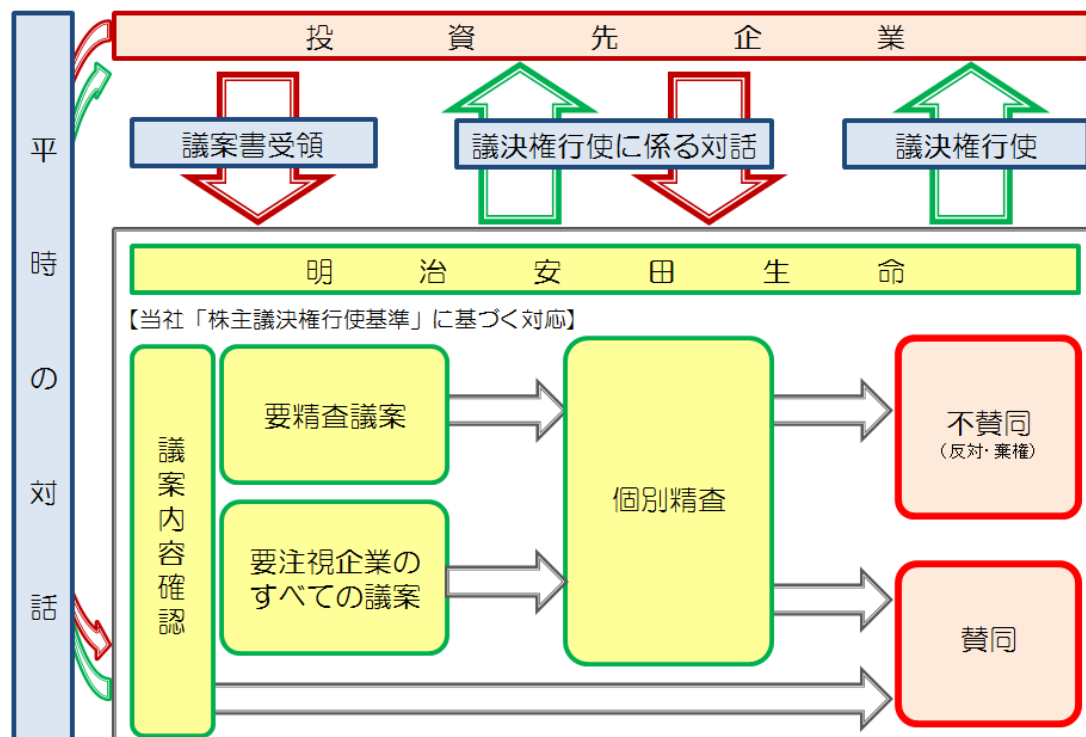
- 当社は投資先企業に、長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。
- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話や株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があると考えられる議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行いません。
- 特に「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉」が対象とする国内上場株式会社については、平時からの企業との対話などをふまえて議決権行使を行いません。

2. 議決権行使のプロセス

個別議案の議決権行使にあたっては、前項の基本方針に従い、当社のルールに基づいて実施します。

- (1) 投資先企業すべての議案内容を確認して精査を要する議案(後述3. 参照)を選定するとともに、企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、コンプライアンス態勢等に問題があると考えられる企業(後述4. 参照)については、「要注視企業」として全議案の精査を行ないます。
- (2) 精査を行なう議案については、必要に応じて問題の背景や今後の対応等について、企業との対話を実施します。
- (3) 上記のプロセスを経たうえで、平時における対話の内容や企業の改善に向けた取り組みの状況などもふまえながら、最終的な賛否判断を行ないます(以下の図参照)。

《議決権行使プロセス(イメージ)》



3. 「要精査議案」について

当社では、すべての議案につき適切な議決権行使を行なうことを前提としますが、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があるかと判断された議案については、「要精査議案」として内容を精査のうえ賛否を判断します。主な要精査議案および各議案における賛否の判断基準は以下のとおりです。

《主な要精査議案および賛否の判断基準》

議案名	判断基準
(1) 取締役選任	ア. 上場企業において在任役員含め社外取締役が1名以上選任されているか。東証一部・二部、名証一部・二部上場企業において、社外取締役が複数名選任されているか イ. 上場企業において再任となる社外取締役の前事業年度の取締役会への出席率が一定比率を下回っていないか。また、監査等委員(監査委員)である社外取締役については、前事業年度の監査等(監査)委員会における出席率が一定比率を下回っていないか
(2) 監査役選任	ア. 上場企業において再任となる社外監査役の前事業年度の取締役会および監査役会への出席率が一定比率を下回っていないか イ. <u>上場企業において独立役員として届出がある社外監査役が1名以上選任されているか</u>
(3) 退職慰労金・弔慰金贈呈	ア. 上場企業において社外監査役が贈呈対象者に含まれていないか ※退職慰労金・弔慰金制度廃止に伴う打切り支給は原則賛成

《主な要精査議案および賛否の判断基準(続き)》

議案名	判断基準
(4) 募集株式の発行、株式第三者割当による増資	ア. 発行価格が公正な価格であるか イ. 大量発行による過度な株式価値希釈化の恐れはないか
(5) 合併、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、株式分割	ア. 合併比率、譲渡価額、割当比率、移転比率等につき中立的な第三者による算定根拠が示されているか
(6) スtockオプション	ア. 権利行使価格が公正な価格であるか イ. 権利行使による過度な株式価値希釈化の恐れはないか ウ. 付与対象者に監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか
(7) 業績連動型株式報酬	ア. 過度な株式価値希釈化の恐れはないか イ. 付与対象者に監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか
(8) 買収防衛策導入・継続	ア. 買収防衛策導入・継続につき十分な説明があるか イ. 一定の独立性を確保していると認められる者により構成される独立委員会(特別委員会)が設置されているか ウ. 定期的に株主総会で継続是非を問う機会があるか エ. 買収者に割り当てられた新株予約権につき、企業側が金員等の経済的対価を交付して取得することはないか
(9) 特定株主からの自己株式取得	ア. 取得価格が公正な価格であるか
<u>(10) 一般財団法人等に対する自己株式処分</u>	<u>ア. 過度な株式価値希釈化の恐れはないか</u> <u>イ. 処分される自己株式について、会社の意向が議決権行使に反映されないか</u>

(注) 下線の基準は2017年11月より適用開始

4. 「要注視企業」について

当社では、株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、要注視企業としてすべての議案について精査を行いません。

《要注視とする企業の事例と主な議案への対応方針》

要注視企業	主な議案への対応方針
(1) 上場企業のうち長期間にわたって資本効率(ROE)が一定水準を下回り、かつ株価が低迷している企業	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期にわたる再任候補者がいる場合、ROE目標設定の有無や改善に向けた取組み等を確認し、今後の改善の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 【取締役選任議案】については、独立役員として届出がある社外取締役がひとりも選任されていない場合、その理由の合理性などをふまえて賛否を判断</p> <p>ウ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
(2) 上場企業のうち株主還元が不十分とみなされる企業（配当余力がありながら、配当性向が継続して一定比率を下回っている企業）	<p>ア. 【剰余金処分議案】については、資金使途、自社株買いの状況、ROE水準などをふまえて賛否を判断 （剰余金処分議案が付議されない場合は【取締役選任議案】を精査）</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
(3) 3期連続で無配となっている企業	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期にわたる再任候補者がいる場合、業績改善や復配の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 【取締役選任議案】については、独立役員として届出がある社外取締役がひとりも選任されていない場合、その理由の合理性などをふまえて賛否を判断</p> <p>ウ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>

《要注視とする企業の事例と主な議案への対応方針(続き)》

要注視企業	主な議案への対応方針
<p>(4) 継続して営業赤字や経常赤字を計上するなど業績不振が継続している企業</p>	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期にわたる再任候補者がいる場合、業績改善の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 【取締役選任議案】については、独立役員として届出がある社外取締役がひとりも選任されていない場合、その理由の合理性などをふまえて賛否を判断</p> <p>ウ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
<p>(5) 法令違反や反社会的行為の発覚等、コンプライアンス態勢に問題があるとみなされる企業</p>	<p>ア. 【取締役選任議案】、【監査役選任議案】については、以下の場合に反対を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任が重いと判断される人物が候補者である場合 ② 監査役会設置会社における監査役の過半数が独立社外監査役でない場合 ③ 指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役の過半数が独立社外取締役でない場合 ④ 独立役員として届出がある社外取締役がひとりも選任されていない場合、その理由の合理性などをふまえて賛否を判断 <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>

(注) 下線の基準は2017年11月より適用開始

5. 議決権行使結果の公表方針

- 一般勘定における株式投資は、相対的に長期で保有することを前提に、株主としての利益を享受することを基本的なスタンスとしています。
- 従って、スチュワードシップ活動においても、長期的な視点に立ち、投資先企業の企業価値向上に向けた対話を重視しており、こうした対話の結果として表れてくる投資先企業の取組みについても、長期的な視点でとらえています。
- このような当社方針をご理解いただくため、一般勘定の議決権行使結果は、議案の主な種類ごとに整理・集計して開示するとともに、不賛同（反対・棄権）となった事例や対話をふまえた精査により賛成した事例を開示しています。
- なお、個別の議決権行使結果の開示については、ディスクローズの充実や透明性の向上等の観点から、一定の意義があると認識していますが、一方で、長期的な視点での対話を通じた投資先企業との認識共有の深度によっては、スチュワードシップ活動に影響を与え、結果としてお客さまの利益につながらない可能性もあると考えており、今回は個別の議決権行使結果の開示を見送り、継続検討していきます。

以上

特別勘定の議決権行使への取組みについて

1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

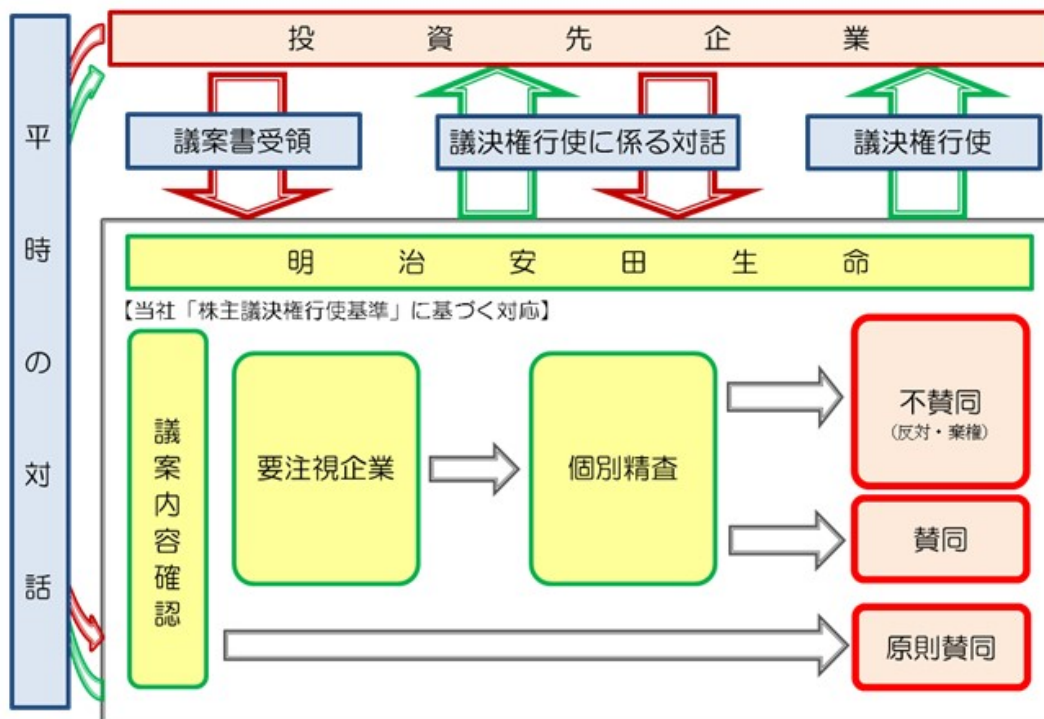
- 投資先企業に、中長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、運用実績がそのままご契約者に帰属するという特別勘定の商品特性をふまえ、特別勘定のご契約者からお預かりしている資金を誠実にかつ注意深く運用するために、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版ステュワードシップ・コード〉」が対象とする国内上場株式については、平時からの企業との対話などをふまえて議決権行使を行ないます。

2. 議決権行使のプロセス

個別議案の議決権行使にあたっては、前項の基本方針に従い、当社のルールに基づいて実施します。

- (1)すべての議案内容を確認し、精査することが適当と考える企業を「要注視企業」(後述3. 参照)として選定のうえ、全個別議案につき精査のうえ賛同・不賛同の判断を行ないます。
- (2)議案の内容につき、必要に応じて企業との対話を実施します。
- (3)上記のプロセスを経たうえで、平時における対話内容もふまえながら、最終的な賛否判断を行ないます(以下の図参照)。

《議決権行使プロセス(イメージ)》



3. 「要注視企業」について

要注視企業の選定については、保有割合や株価のパフォーマンスなどの定量基準に加え、下記の定性基準を考慮します。

- (1) 法令違反などの反社会的行為が行なわれていないか
- (2) 情報開示姿勢に問題はないか
- (3) 企業の継続性に問題はないか

4. 各議案の賛否の判断基準について

各議案における賛否の主な判断基準は以下のとおりです。

議案名	判断基準
(1) 剰余金処分等	ア. 総還元性向が所定の基準を下回っていないか (※) イ. 業績不振であるにもかかわらず増配あるいは配当を維持していないか (※) 剰余金処分案の決定を取締役に授権している場合は、取締役選任議案にて精査を行ないます
(2) 取締役選任	<取締役全員に反対を検討> ア. 複数期に渡り営業赤字に陥っていないか イ. ROEが直近3期連続で所定の基準を下回っていないか ウ. 取締役の人数が適切と考えられる範囲を超えていないか エ. 合理的な理由かつ詳細な説明なく社内取締役を増員していないか オ. 独立性のある社外取締役が1名以下ではないか (※) カ. 独立性のある社外取締役が減少し、かつ、取締役会に占める割合が一定水準を下回らないか キ. 恣意性排除に懸念のある買収防衛策を導入・継続していないか (詳細は(10)買収防衛策導入・継続のウ、エを参照) <取締役個別に反対を検討> ア. 社外取締役候補者が独立性基準に抵触していないか イ. 社外取締役候補者の取締役会への出席率が一定比率を下回っていないか ウ. 不祥事が発生した企業においては、その責任が重いと判断される取締役が選任されていないか (ただし個別に判断) (※) 社外取締役・社外監査役の独立性については、当社特別勘定独自の基準で判断します

<p>(3) 監査役選任</p>	<p><監査役全員に反対を検討> ア. 監査役が減少していないか <監査役個別に反対を検討> ア. 社外監査役候補者が独立性基準に抵触していないか (※) イ. 社外監査役の取締役会および監査役会への出席率が一定比率を下回っていないか ウ. 不祥事が発生した企業においては、その責任が重いと判断される監査役が選任されていないか (ただし個別に判断) (※) 社外取締役・社外監査役の独立性については、当社特別勘定独自の基準で判断します</p>
<p>(4) 定款の変更</p>	<p>ア. 適切と考えられる範囲を超えるまで取締役人数の上限を引き上げていないか イ. 合理的な理由かつ詳細な説明なく取締役人数の上限を引き上げていないか</p>
<p>(5) 退職慰労金・弔慰金贈呈</p>	<p>ア. ひとりあたりの金額の水準が不明ではないか (退職慰労金の打ち切り支給も含む) イ. 複数期に渡り営業赤字に陥っていないか ウ. ROEが直近3期連続で所定の基準を下回っていないか エ. 贈呈対象者に社外取締役や社外監査役が含まれていないか</p>
<p>(6) 役員報酬額の改訂</p>	<p><役員報酬額の改訂> ア. 金額が社会通念上明らかに多額ではないか イ. 財務内容が著しく困難な状況で増額改訂をしていないか <役員賞与支給> ア. 複数期に渡り営業赤字に陥っていないか イ. ROEが直近3期連続で所定の基準を下回っていないか</p>
<p>(7) 報酬としての新株予約権・株式発行枠の設定、新株予約権の付与</p>	<p>ア. 発行済株式数に対するストックオプション等の付与の割合が所定の水準を上回っていないか イ. 付与対象者に社外取締役、社外監査役が含まれていないか</p>
<p>(8) 会計監査人の変更</p>	<p>ア. 会計方針の相違を前提とした会計監査法人の変更ではないか</p>
<p>(9) 組織再編関連(合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等)</p>	<p>ア. 買収等における対価の水準が不適正でないか イ. 判断に必要な情報開示が不十分でないか</p>
<p>(10) 買収防衛策導入・継続</p>	<p>ア. 複数期に渡り営業赤字に陥っていないか イ. ROEが直近3期連続で所定の基準を下回っていないか ウ. 取締役会に占める独立性のある社外取締役の割合が3分の1未満でないか エ. 独立性のある社外役員が過半数を占める特別委員会等の勧告もしくは株主総会決議なく、買収防衛策を発動可能でないか</p>

5. 議決権行使結果の公表方針

議決権の行使結果について、議案の主な種類ごとに整理・集計して当社ホームページにおいて公表しており、また2017年6月行使分からは、投資先企業の各議案に投じた賛否についても公表しています。

以 上